

平成23年度第17回経営戦略会議 会議結果の概要

- 開催日時 平成24年2月16日(木)午後5時30分～午後7時12分
- 開催場所 本庁東庁舎4-2会議室
- 出席者 市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、健康福祉部長、環境生活部長、産業観光部長、都市整備部長、上下水道部長、教育部長、病院事務部長
- 審議事項
 - 1 伊勢市やすらぎ公園プールについて(その4) <産業観光部>
 - 2 内宮前駐車場の有料化について <都市整備部>

審議事項

1 伊勢市やすらぎ公園プールについて(その4) <産業観光部>

概要

伊勢市やすらぎ公園プール廃止に伴う代替措置として、24年度1年間に限り、やすらぎ公園プールと同じ大人400円、子ども300円で千の杜プールをご利用いただき、通常料金の差額の一部、大人一人あたり300円を市が負担していきたい旨を、平成24年2月13日の産業建設委員協議会に報告したところ、各委員から厳しい意見をいただいた。

<各委員からの主な意見>

- プール利用者は一部の人に限られることから伊勢市が負担することは問題である。B&Gプールを活用してもらえば良いのではないか。
- 1年限りであれば、廃止して代替措置なしで良い。その先も続けて補助を求める声が出てくる。
- 市民全体を対象とするものではなく、弱者対策として、平成24年度限りとせず実施すべき。
- 継続補助を含めて検討するなら、千の杜の状況も把握して、慎重に議論を進めるべき。
- 市民プールの必要性から、改めて検討していく必要がある。
- 学校プールの活用も考えていく必要がある。
- セーフティネットは大事だが、伊勢市民全体に対するセーフティネットか、弱者対策かをはっきりするべき。

このことを踏まえ、以下の論点について、再審議を行った。

- (1)代替措置の実施について
 - ①代替措置の期間について
 - ②弱者対策について
- (2)市民プールについて

- ①市民プールのあり方について
- ②学校プールの活用について

【結論】 代替措置について廃止も含めて引き続き慎重に検討する。

《主な意見・補足等》

(1) 代替措置の実施について

①代替措置の期間について

- ・プールについては、平成 21 年度に、一旦廃止の決定がなされたが、政策的判断により存続し、再度、検証を行ったうえ、この度、廃止の判断を行ったものであるが、激変緩和措置として、代替措置を決定したものである。激変緩和措置であることから、長期間続けることは、厳しいと考える。

②弱者対策について

- ・産業建設委員協議会で指摘を受けた、対象とする弱者の定義は？
⇒経済的弱者を指しているのか、障がい者を指しているのかは、明確ではないが、両方を指していると推察する。
- ・障害者団体から要望はあるのか？
⇒特にはないと認識している。プールの運営について、障がい者施策として実施してきたものではない。また、プールだけが対象とならない。
- ・やすらぎ公園プールにおける障がい者の利用実績は把握しているのか？
⇒個別には把握していない。団体での利用については、把握している。
- ・激変緩和を目的とするものであることから、経済的弱者又は障がい者の方に限らず、市民全員を対象にすべきである。弱者対策であれば、1年に限定せず、継続することが求められる。

(2) 市民プールについて

①市民プールのあり方について

- ・市民プールを、健康増進を目的とする施設と捉えるならば、民間施設で十分補える状況にあると考える。
- ・やすらぎ公園プールは、レジャー的な要素が強く、健康増進を目的に利用されていた施設ではないと考える。

②学校プールの活用について

- ・三重県内で、小学校のプールを一般開放している自治体は、ない。愛知県では7市が開放している。ただし、学校での授業及び夏休み中の自由水泳期間を除いた期間のみの開放となっている。また、維持管理経費などが、大きな課題となることが想定される。

2 内宮周辺駐車場の有料化整備について(その7) <都市整備部>

概要

内宮前駐車場の有料化については、バスについては無料とし、また、駐車時間については、第1駐車場、第3駐車場を「入庫出庫共 24 時間」、第2駐車場、第4駐車場を「入庫 7～19 時、出庫 24 時間」とし、条例案の提出時期を平成24年3月議会と決定しており、以上について、産業建設委員協議会へ報告したところ、各委員から意見をいただいた。

<各委員からの主な意見>

- バス料金については、有料としてもよいのではないか。
- 正月期は、陸上競技場・サッカー場で 3,000 円徴収しており、整合が取れていない。
- 運用時間を、すべて 24 時間運営とできないか。
- 神宮が開場する午前5時から運用できないか。

このことを踏まえ、以下の点について、再審議を行った。

- (1)バス駐車場の料金について、現案のまま、無料とする。
- (2)駐車場の入庫時間について
第2駐車場及び第4駐車場を「入庫5～19時、出庫24時間」と変更する。
- (3)議会への条例案提出時期について
3月議会へ提出する。

◆バス料金の無料化のメリット・デメリット

<メリット>

- ・観光交通施策として、バスは大量人員輸送となり、渋滞緩和に寄与する。
- ・徴収員が不要
- ・誘客に対するアピールができる

<デメリット>

- ・収入がない。(駐車整理員の財源が不足する)

◆バス料金の有料化のメリット・デメリット

<メリット>

- ・収入が期待できる
- ・満車の時(1～2月)、スカイラインへの回送への理解が得られやすい。

<デメリット>

- ・徴収員が必要となる
- ・より高いサービスを求められる可能性がある。(例えば、出庫しやすいように駐車枠の変更が生じ、駐車台数の減少となるなど)

【結論】 バス料金については、取扱いを変更せず、無料とする。第2及び第4駐車場の運用時間については「入庫 5～19 時、出庫 24 時間」と運用方法を変更することと決定した。また、同内容を踏まえ、条例案を3月議会へ提出することとした。

《主な意見・補足等》

- ・神宮司庁と協議を行い、運用時間については、変更を行った。
- ・入庫時間が早まったことについては、改善された点であると捉えている。
- ・バス料金を3,000円とし、有料化した場合の予想収入はどの程度となるか？
⇒神宮司庁へ確認はするが、市として、現状のバス駐車台数については、把握していないことから、算出することは難しい。
- ・公共交通機関であるとの観点から、バスを無料とする本取扱いは、正月期に、陸上競技場・サッカー場で3,000円徴収している現状と整合が取れないのは事実である。公共交通機関と位置づけるのであれば、正月期も無料とするべきである。
⇒特に正月時期は、交通規制を行う必要があり、バスについては、伊勢志摩スカイライン内の駐車場へ回送していただくことを基本としている。従来、陸上競技場駐車場をバス駐車場として対応していたが、三重県観光開発株式会社から、乗客のいないバスであれば、通行料金の割引を行うとの打診を受け、現在の対応を開始した。駐車料金の3,000円については、伊勢志摩スカイラインの割引の適用を受けた通行料を上回る額で設定している。
- ・条例案の提出時期については、夏のオープンを見込んでおり、周知期間等を勘案すれば、3月議会へ提出する必要がある。

資料 ・付議事項書